

(別紙)

## 契約の保証について

落札者（随意契約における契約の相手方を含む。）は、特に指示しない限り、落札決定の日から業務履行の開始日以内に契約書案を提出するとともに、次の①から⑤のいずれかの保証を選択して提出してください。

### ① 現金（契約保証金）の納付

担当者から現金払込書を受け取り、請負代金額の1割の現金を所定の金融機関に指定期日までに払い込んで、契約書案を提出する際にその領収書を提示してください。

なお、事前に払い込むことができない場合は、契約書案を提出する際に直接出納員に納入することもできますが、防犯上の観点から現金払込書による納付にご協力ください。

### ② 有価証券等の提供

担当者から保管有価証券払込書を受け取り、新富町財務規則第128条に規定する契約保証金の担保となる有価証券等（国債・地方債、政府保証債権、銀行等の支払保証等のある小切手又は手形等）を出納員に提供してください。

### ③ 銀行等の金融機関又は保証事業会社の保証

次に掲げる機関が債務不履行時に請負代金額の1割を町に支払うことを保証する旨の保証書を、契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

銀行、信託銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他預貯金の受入れを行う組合、前払保証事業会社

注1：前払保証事業会社の場合は、前払保証を受けることが条件

2：保証期間は、工期を含むこと。

### ④ 公共事業履行保証証券による保証（いわゆる履行ボンド）

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券（請負代金額の1割相当の保証）を、契約書案を提出する際に担当者へ提出してください。

注：保証期間は、業務履行期間を含むこと。

### ⑤ 履行保証保険契約による保証

損害保険会社との間で町を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額1割相当の保険金）を締結し、その証券は契約案を提出する際に担当者に提出してください。

注：保証期間は、業務履行期間を含むこと。

※ ③から⑤までに掲げる保証の申込み方法は、各取扱機関（取引銀行、損害保険会社、前払保証事業会社等）にご相談ください。